

## 共同住宅の新築（事業者向け）

## まちなか・公共交通沿線共同住宅建設促進事業

ページ番号:1018335

「まちなか」「公共交通沿線居住推進補助対象地区」において、旧耐震建築物又は空き家等を2戸以上除却し、一定水準以上の共同住宅を建設する方に補助します。

## 《補助金額》

建設：上限2,500万円（50万円/戸）【まちなか】  
 上限1,750万円（35万円/戸）【公共交通沿線】  
 除却：上限500万円（除却費の1/2）【共通】

## 《主な補助要件》

- ・敷地面積300㎡以上
- ・住戸数は2戸以上
- ・住戸専用面積は55㎡以上
- ・旧耐震建築物又は空き家等の除却を2戸以上含むこと。
- ・建築基準法第53条の規定よりも10%厳しい建蔽率とする
- ・敷地面積の10%以上の公開空地を設置（まちなかのみ）  
 ※500㎡以上の敷地のみ
- ・建築物の高さ（まちなか居住環境指針に適合すること）
- ・主要構造部（耐火構造又は準耐火構造）
- ・台所、収納設備、水洗便所、洗面設備、浴室及び居室を備えた住宅
- ・劣化対策、維持管理対策、温熱環境・エネルギー消費量性能、高齢者への配慮などの項目について、日本住宅性能表示基準（国土交通省）に適合した住宅
- ・エレベーターの設置（地上階数4以上の住宅のみ） 等

住宅政策課 企画係 TEL:076-443-2112

## 富山市内産の木材活用

## とやまの木が見える家づくり推進事業

ページ番号:1005933

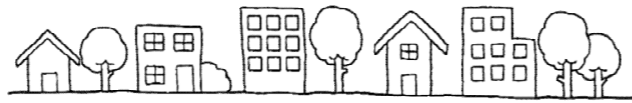
新築、増築又はリフォームされる木造住宅等の目に見える箇所に、市内産材を一定量使用される方に補助します。

《補助金額》 上限30万円/棟（使用面積1㎡当たり3千円）

## 《主な補助要件》

- ・市内で自ら居住するために、新築、増築又はリフォームされる木造住宅（店舗併用住宅を含む）で、使用される木材量のうち20%以上が市内産材であること
- ・上記住宅で床、内・外壁、天井など住宅の目に見える箇所に、20㎡以上市内産材が使用されていること（柱の面積は使用面積に含まない） 等

森林政策課 森林整備係 TEL:076-443-2019



## 地域優良賃貸住宅の建設と家賃減額（事業者向け）

## 地域優良賃貸住宅整備費補助事業

ページ番号:1011670

「まちなか」又は「公共交通沿線居住推進補助対象地区」で、高齢者型の地域優良賃貸住宅を整備される方に補助します。

《補助金額》 120万円/戸（まちなか）  
 70万円/戸（公共交通沿線居住推進補助対象地区）

## 《主な補助要件》

- ・富山市地域優良賃貸住宅制度要綱による供給計画事業認定を受けていること
- ・富山市地域優良賃貸住宅整備基準に定める基準に適合すること
- ・サービス付き高齢者向け住宅であること
- ・戸数は5戸以上35戸以内とし、住戸専用面積は40㎡以上とすること
- ・食事提供サービスの提供及び食堂の設置 等

住宅政策課 企画係 TEL:076-443-2112

## 地域優良賃貸住宅家賃減額補助事業

ページ番号:1011670

「まちなか」又は「公共交通沿線居住推進補助対象地区」の、一般型または高齢者型の地域優良賃貸住宅について、入居者の家賃を補助します。

《補助金額》 入居者の所得によって変わります  
 （家賃から入居者負担額を減じた額）

## 《主な補助要件》

- ・富山市地域優良賃貸住宅制度要綱による供給計画事業認定を受けていること
- ・事業者に対して補助（入居者への直接補助ではありません）
- ・入居者負担額は前年の所得に応じて算出
- ・空室は補助対象外 等

住宅政策課 企画係 TEL:076-443-2112

富山市ホームページ「ページ番号検索」から各事業のページ番号を入力すると詳細を確認できます

さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、各課へ直接お問い合わせください

住宅の取得やリフォームをご検討されている皆さまへ

## 住宅補助のご案内

富山市では

住宅に関連する様々な事業を用意しています



# 中古住宅の取得・リフォーム

## まちなか・公共交通沿線中古住宅取得等支援事業 ページ番号:1018276

「まちなか」「公共交通沿線居住推進補助対象地区」で一定水準以上の中古住宅を購入し居住される方に奨励金を交付します。  
また、中古住宅の取得に併せてリフォームや建替えをされる場合に、工事費の一部を補助します。

	まちなか	公共交通沿線	加算
取得奨励金	一戸建て 100万円 分譲マンション 50万円	一戸建て 70万円 分譲マンション 35万円	子育て世帯※は +30万円
リフォーム	改修費の1/2 (上限100万円)	改修費の1/2 (上限70万円)	子育て世帯※は 上限額+30万円
建替え	除却費の1/2 (上限100万円)	除却費の1/2 (上限70万円)	

※子育て世帯…交付申請を行う年度の4月1日時点で満18歳未満の子を養育する世帯

- 《主な補助要件》
- ・過去に居住の用に供されたことがあり、売買によって取得した中古住宅であること
  - ・新耐震基準に適合した建物（昭和56年6月1日以降の基準）
  - ・住戸専用面積7.5㎡以上 ※戸建てのみ
  - ・敷地面積が15.0㎡以上（公共交通沿線のみ）※戸建てのみ
  - ・世帯の合計所得月額4.4万5千円以下
  - ・取得した住宅に継続して3年以上居住すること
  - ・中古住宅の取得に併せて行う住宅リフォーム工事であること
  - ・取得した中古住宅を除却し、同じ場所に住宅を建築する建替え工事であること 等

住宅政策課 企画係 TEL:076-443-2112

# 設備導入

## 合併処理浄化槽設置補助事業 ページ番号:1005257

公共下水道の事業計画区域、農業集落排水事業、地域し尿処理施設、又は生活排水処理施設の整備事業予定地を除く対象地域内において、住居などに合併処理浄化槽を設置しようとする方に補助します。

- 《補助金額》 4.1万4千円～2.12万9千円（5人槽～50人槽）  
《主な補助要件》
- ・し尿と雑排水を併せて処理する50人以下のもの
  - ・浄化槽の構造基準に適合し、BOD除去率が90%以上で、放流水の水質がBOD2.0mg/L（日間平均値）以下となる機能を有するもの
  - ・保健所に設置の届出をして審査を受けているか、建築確認等を済ませていること
  - ・環境省の国庫補助指針等に適合すること
  - ・販売の目的で住宅等を建築する方もしくは家屋を新築または増築する方のうち、汚水処理未普及解消につながらない設置は対象外 等

環境保全課 環境保全係 TEL:076-443-2086

## ZEH導入補助事業 ページ番号:1005155

- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を取得する方に補助します。  
《補助金額》 上限20万円/戸（子育て世帯等の場合は3万円上乗せ）  
《主な補助要件》
- ・補助対象住宅に居住すること
  - ・ZEHを対象とした、市が指定する国の補助金の確定通知を受けていること
  - ・市が行う「チームとやまし」に登録すること 等

環境政策課 ゼロカーボン推進係 TEL:076-443-2053

## ふるさと回帰リフォーム等補助事業 ページ番号:1006652

「まちなか」又は「公共交通沿線居住推進補助対象地区」以外において、独立し生活していた子世帯が親世帯と同居するため、親世帯の住宅にリフォーム等を行う場合に補助します。

- 《補助金額》 上限100万円（工事費の1/2）  
《主な補助要件》
- ・親世帯と子世帯が10年以上別居していること（子世帯が「子育て世帯」に該当する場合は免除）
  - ・親世帯の暮らす町内に、かつて子世帯が居住していたこと
  - ・工事請負契約の1年前から補助金実績報告までの間に同居すること
  - ・3年以上同居を継続すること
  - ・親世帯の暮らす町内等に、転居してくることを報告すること
  - ・同居する者に住宅の所有権があること
  - ・建築基準法等に適合していること
  - ・新耐震基準に適合した建物（昭和56年6月1日以降の着工等）
  - ・住宅の増築、修繕、建替え等（敷地分割による新築も可）
  - ・建設業の許可を受けている富山市内の業者による工事であること 等

住宅政策課 企画係 TEL:076-443-2112

## 生ごみ処理ディスポーザー排水処理システム設置補助事業 ページ番号:1005374

生ごみ処理ディスポーザー排水処理システムを設置する方に補助します。  
《補助金額》 上限100万円（2万円/戸）  
《主な補助要件》

- ・生物処理タイプ（砕いた生ごみを処理槽で微生物分解してから排水だけを下水道に流すもの） 等

廃棄物対策課 減量推進係 TEL:076-443-2281

## 省エネルギー機器等導入補助事業 ページ番号:1005156

省エネルギー機器を導入した個人（ペレットストーブのみ法人又は個人事業者も可）に補助します。  
《補助金額》 各5万円（子育て世帯等の場合は3万円上乗せ）  
《対象機器》 家庭用燃料電池（エネファーム）、ハイブリッド給湯器、ペレットストーブ  
《主な補助要件》

- ・新たに補助対象機器を設置した住宅等に居住
- ・市が行う「チームとやまし」に登録すること 等

環境政策課 ゼロカーボン推進係 TEL:076-443-2053

## 太陽光発電設備及び蓄電池導入促進補助金 ページ番号:1013030

太陽光発電設備及び蓄電池を同時設置（自己所有）した方又はPPA（第三者所有モデル）により太陽光発電設備を導入した方に補助します。  
《補助金額》 上限7.5万円（設備・導入方法により異なります）  
※施工店が市内事業者で子育て世帯等の条件に該当する場合上乗せあり  
※施工店が市内事業者と市外事業者の場合で補助率が異なります。  
《主な補助要件》

- ・市内に自ら居住する住宅の敷地内に補助対象設備を設置すること
- ・FIT制度又はFIP制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の認定を取得しないこと 等

環境政策課 ゼロカーボン推進係 TEL:076-443-2053

# 改修

## 木造住宅耐震改修等支援事業 ページ番号:1006439

一戸建ての木造住宅の耐震改修工事をされる方に補助します。  
《補助金額》 上限140万円  
設計費の2/3（上限20万円）  
工事費の4/5（上限120万円）※上乗せあり  
※まちなかや公共交通沿線居住推進補助対象地区内において全体改修を行う場合は工事費に対する補助上限を30万円上乗せ）  
《主な補助要件》

- ・2階建て以下の一戸建て木造住宅
- ・建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工した住宅
- ・在来軸組工法による住宅
- ・全体改修、部分耐震改修、段階耐震改修のいずれか
- ・部分耐震改修、段階耐震改修では改修後に申請者の居住が必須 等

住宅政策課 企画係 TEL:076-443-2112

## 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事業 ページ番号:1012233

生活環境を整えるため、既存住宅を改修される要介護（要支援）者に補助します。  
《補助金額》 上限20万円（工事費の7割～9割）  
《主な補助要件》

- ・要介護（要支援）認定を受けている方
- ・手すり取付けや段差の解消等の工事であること
- ・新築や増築は対象外 等

介護保険課 給付係 TEL:076-443-2193

## 日常生活用具給付等事業 ページ番号:1003619

障害者等の居宅生活動作等を円滑にするため、既存住宅を改修される方に補助します。  
《補助金額》 上限20万円  
《主な補助要件》

- ・下肢、体幹又は移動機能障害の身体障害者手帳1～3級の所有者
- ・下肢又は体幹機能に障害がある難病患者（医師意見書が必要） 等

障害福祉課 障害福祉係 TEL:076-443-2056

# 家賃助成

## まちなか住宅家賃助成事業 ページ番号:1018282

「まちなか」において、民間賃貸住宅へ転入又は転居してきた「子育て世帯」や「若年単身世帯」に補助します。  
《補助金額》 上限1万円/月（最大3年間）  
《主な補助要件》

- ・「まちなか」の民間賃貸住宅に住所があること
- ・転居前の住所が、「まちなか」以外であること
- ・「子育て世帯」または「若年単身世帯でまちなかの賑わい創出に寄与する取り組みを行う者」のいずれかに該当すること
- ・居住する者の合計所得月額が4.4万5千円以下であること 等

住宅政策課 企画係 TEL:076-443-2112

## ねたきり防止等住宅整備費補助金交付事業 ページ番号:1003658

手すりの設置や段差の解消などにより、既存の住宅を高齢者向けに改善する方に補助します。  
《補助金額》 上限50万円（対象経費の2/3）  
《主な補助要件》

- ・高齢者（65歳以上）が居住すること
- ・手すり取付けや段差の解消等の工事であること（新築や増築は対象外）
- ・同居者全員が市町村民税非課税であること 等

長寿福祉課 長寿福祉係 TEL:076-443-2062

## 在宅重度身体障害者住宅改善費助成事業 ページ番号:1003621

既存住宅を障害に合わせて生活しやすいよう改善する場合に補助します。  
《補助金額》 上限7.5万円  
（工事費の50万円までは全額、50万円を超える部分は工事費の2/3まで）  
《主な補助要件》

- ・視覚障害又は肢体不自由の身体障害者手帳1・2級所有者
- ・所得税非課税世帯
- ・居室、浴室、便所、玄関などの改善
- ・新築や増築は対象外 等

障害福祉課 障害福祉係 TEL:076-443-2056



## ひとり親家庭等家賃助成事業

ページ番号:1018277

「公共交通沿線居住推進補助対象地区」において、民間賃貸住宅へ転入又は転居してきたひとり親等に補助します。  
《補助金額》 上限1万円/月（最大3年間）  
《主な補助要件》

- ・ひとり親等の認定を受けていること
- ・「公共交通沿線居住推進補助対象地区」の民間賃貸住宅に住所があること
- ・転居前の住所が、「まちなか」又は「公共交通沿線居住推進補助対象地区」以外であること
- ・転居後にひとり親等になった場合は、賃貸借契約日がひとり親等になった日から6か月以内であること
- ・居住する者の合計所得月額が4.4万5千円以下であること 等

住宅政策課 企画係 TEL:076-443-2112